

ふじみ野市告示第215号

ふじみ野市立地適正化計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザル方式により公募するので、下記のとおり公告する。

令和5年7月18日

ふじみ野市長 高 畑



記

1 業務概要

(1) 業務名 ふじみ野市立地適正化計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

令和5年度及び令和6年度の2か年にわたり「ふじみ野市立地適正化計画」を策定する。

(3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月17日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならぬ。

(1) 形態が単体企業であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(6) ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第61号）第3条に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。

(7) 過去7年間（平成28年度から令和4年度までの期間）に地方公共団体が発注する立地適正化計画策定^{*1}（以下「同種」という。）又は都市計画マスタープラン策定^{*2}（以下「類似」という。）の業務を受託し完成させた実績があること。この場合の実績については、ふじみ野市と契約権限を有する者以外の本支店等の実績を含めるものとする。

※1 都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針

※2 都市再生特別措置法第81条に規定する立地の適正化を図るための計画

(8) 本業務の実施に当たり、専任の現場責任者、管理技術者及び照査技術者を置くことができる者であること。なお、管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格保有者で、かつ、過年度に立地適正化計画策定業務の実績を有する者とする。

(9) 現場責任者、管理技術者及び照査技術者は、本業務と同種又は類似の業務の履行実績を有し、3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

3 プロポーザル提案書の提出者を選定するための基準

(1) 専門分野別の技術職員の状況

(2) 同種又は類似の業務の実績

(3) 配置予定の現場責任者、管理技術者、照査技術者及び担当者の資格及び経歴並びに手持ち業務の状況

(4) 当該業務の実施体制

4 プロポーザル提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定の現場責任者及び管理技術者の経験及び能力

配置予定の現場責任者及び管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績内容、手持ち業務の状況並びに担当した業務の業務成績

(2) 業務実施方針及び手法

要求水準書（仕様書）の理解度、実施方針の妥当性及び実施手法の妥当性

5 手続等

(1) 担当部局

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市 都市政策部都市計画課計画・開発担当

電話番号 049-261-2611（代表）

内線 632

049-220-2068（直通）

ファックス番号 049-261-0797

(2) 実施要領書等の交付について

ア 交付期間 令和5年7月18日（火）から同年8月4日（金）まで

イ 場所 都市政策部都市計画課計画・開発担当

なお、併せてふじみ野市ホームページで当該情報を掲載する。

(3) 参加表明書の受領について

ア 提出期間 令和5年7月31日（月）から同年8月4日（金）まで

イ 提出場所 都市政策部都市計画課計画・開発担当

ウ 提出方法 持参又は郵送。持参の場合は、午前9時から正午まで及び午

後1時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、令和5年8月4日（金）午後5時まで必着のこと。

(4) プロポーザル提案書の受領について

ア 提出期間 令和5年9月13日（水）から同月15日（金）まで

イ 提出場所 都市政策部都市計画課計画・開発担当

ウ 提出方法 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、持参に限る。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)に同じ

(5) 詳細説明

本プロポーザルに係る詳細な説明は、本業務に係るプロポーザル実施要領等にて確認すること。